

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

なお、この監査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の対象、実施場所及び日程

部局監査：令和2年10月6日（火） 市役所5階委員会室1

時 間	部 局 名	監査対象補助金等
9:00～9:30	議会事務局	政務活動費交付金
9:30～10:00	政策企画部	地域づくり活動等交付金
10:00～10:30	子ども政策局	保育所保育士確保対策事業費補助金
10:45～11:15	教育委員会	青少年海外派遣等交流事業助成金
11:15～11:45	健康福祉部	雲南市シルバー人材センター補助金
13:00～14:00	農林振興部	農業担い手フォローアップ事業補助金 有害鳥獣駆除活動事業補助金
14:00～15:00	産業観光部	企業立地促進対策事業補助金 さくらの会交付金

団体監査：令和2年10月13日（火） 現地

時 間	団体名等	実施場所	監査対象補助金等
9:00～10:00	多根の郷	多根交流センター	地域づくり活動等 交付金
10:30～11:30	掛合自治振興会	掛合交流センター	
13:00～14:00	地域自主組織 日登の郷	日登交流センター	
14:30～15:30	阿用地区振興協議会	阿用交流センター	
16:00～17:00	幡屋地区振興会	幡屋交流センター	

第3 監査の着眼点及び主な実施内容

(1) 監査の着眼点

部局監査

- ・ 補助金等の交付決定根拠と法令等への適合性
- ・ 補助金等の交付目的及び公益上の必要性
- ・ 補助金等の額の確定、交付方法、手続き事務
- ・ 補助金等の効果及び条件の履行の確認
- ・ 交付団体等への指導監督状況

団体監査

- ・ 出納関係帳票の整備、領収書等の証拠書類の整備、保存の確認
- ・ 補助金等に係る収支の会計処理の確認
- ・ 会計処理上の責任体制の確認

(2) 監査の実施内容

補助金等の申請、交付及び実績報告等に係る関係書類を確認し、決定根拠、手続き事務、効果等について所管部局から説明聴取を行うとともに、一部の団体については現地調査を実施し、雲南市から支出した補助金等に係る収支の会計処理状況や出納関係帳票、領収書等の証拠書類の整備状況を確認するとともに、補助金等を活用して実施された事業の内容について団体の担当者から説明聴取を行った。

なお、議会事務局の監査に当たり、堀江治之委員は雲南市議会議員であるため、自己の政務活動費に係る部分について、地方自治法第199条の2の規定に該当するものと判断し除斥とした。

監査実施者

谷戸 邦夫（代表監査委員） 堀江 治之（監査委員）

立会人

河角 郁夫（会計管理者）

第4 監査の結果

(1) 部局監査

1 監査結果

監査の対象とした補助金等については、監査した限りにおいて、事務処理が適正に行われているものと認めた。今後も引き続き、補助金等の見直し指針等を踏まえ、公益上の必要性を精査し、公平性・透明性の確保を図りながら、市民の福祉の向上に効果的に寄与するよう努められたい。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項等については、その都度担当職員に個別に指導したので記述を省略した。

2 監査所見

①政務活動費交付金（議会事務局総務課）

政務活動費の執行については、提出された交付申請から収支報告の審査において適正に処理されている。今後も有効活用、公平性、透明性の図られた交付金の活用に努められたい。

②地域づくり活動等交付金（政策企画部地域振興課）

それぞれの地域自主組織において、その地域の実情に沿った様々な取り組みが展開され、特に福祉、防災に関する事業は全域的に推進されている。また人口減少、少子高齢化が一段と進み、担い手確保、育成に苦慮するなど様々な課題も生じてきている。交付金算定においては市民の声を聴き、適正なものとなっているか定期的に協議を行うなど活用のしやすい交付金制度に努められたい。そして地域の課題、意見要望を共有し、協働のまちづくりのさらなる発展に努められたい。

また、統一的な会計処理が行われるよう今後も指導、支援されたい。

③保育所保育士確保対策事業費補助金（子ども政策局子ども政策課）

年度途中に入所する子どもに対応するための事業所への保育士確保の補助金であり、令和元年度で待機児童数が市内でゼロとなった実績からも、効果のある補助金であったと言える。金額算出の書類をわかりやすいものとし、今後も保育士確保の支援、待機児童の解消に資する事業として適正な事務の執行に努められたい。

④青少年海外派遣等交流事業補助金（教育委員会キャリア教育推進室）

令和元年度で一旦中止となる事業。当年度は交流プログラムを市の目指す課題解決型のものとするため、事前研修や調査、学習などを変更している。雲南市青少年海外派遣等交流事業実行委員会の決算書を確認したところ、予算額に対する決算額の増減が多く、予算の信憑性について懐疑を生じざるを得ないものも見受けられた。年によって対象国が変わる事情もあるが、派遣事業と受入事業を別にするなど、事業再開に際しては制度の見直しをかけ、適正な事務の執行を図られたい。

⑤雲南市シルバー人材センター補助金（健康福祉部健康福祉総務課）

市が支出する額と同額を国が補助する制度であり、国の基準では雲南市シルバーセンターの規模であれば増額が望ましいところだが、財政事情等勘案した上で前年度と同額の支出となっている。今後、除草・剪定作業においては増加すると見込まれるが、労務管理に留意しながら、公平かつ安心安全な役務の提供が行われていくことを望む。

⑥農業担い手フォローアップ事業補助金（農林振興部農政課）

集落営農組織、認定農業者等が行う機械等の整備に係る経費を助成する事業で担い手が不足する中、ドローンなどの省力化農業機械の需要も考慮した助成制度を行い地域農業の担い手支援を積極的に行っている。資金繰りが難しく、機器の導入が困難な組織もある中、助成制度を継続的に行うことで広域に農業振興が図られるよう努められたい。

⑦有害鳥獣捕獲活動費等補助金（農林振興部林業畜産課）

有害鳥獣による農作物への被害が絶えない中、捕獲による報償費のほか、駆除班、駆除者への活動補助を行っている。40歳以下の新規登録班員に対して上乘せ交付を行うなど、若手担い手の育成にも力を入れている。今後も捕獲獣のジビエ肉加工への活用と鳥獣被害の要因の調査、把握を行いながら農作物の被害の防止に努め、農家が安心して農業ができる環境を整えていただきたい。

⑧企業立地促進対策助成事業（産業観光部商工振興課）

助成内容の大幅な見直しと拡充が図られ、平成30年には県内8市でもトップクラスとなっている。算出根拠となる書類について今後はわかりやすく改良されたい。関連企業との調整を円滑に行っていき、事業が目指す地場企業の成長促進に活用され、市内雇用の拡大へ繋げていただきたい。

⑨さくらの会交付金（産業観光部観光振興課）

さくらの会補助事業については事業内容の見直しが行われた。今後も関係者からの意見要望等を踏まえ、雲南市の花である「桜」の住民参加型保護育成活動により、更なる美しい景観づくりに努められたい。

(2) 団体監査

1 監査結果

各団体とも、補助金等に係る出納その他の事務は監査した限りにおいて、適正に処理されていると認めた。

2 監査所見

①多根の郷（地域づくり活動等交付金 8,386,000円）

多根の郷では第2次多根地区計画に基づき様々な活動が行われている。防災の取組については防災委員会を中心に防災訓練の実施をはじめ告知放送機の受信確認、啓発活動の実施、防災研修会への参加など、組織として率先した活動が行われている。

また、獣被害対策について猟友会との連携を行い有害獣の捕獲、駆除に向けた協力に関して協定を締結している。地域のお助け隊の仕組みも整備中であることから、安心安全を根差した地域づくりのさらなる発展を目指していただきたい。

②掛合自治振興会（地域づくり活動等交付金 9,259,000 円）

掛合地区振興会では3施設の指定管理業務、公園管理等の市からの委託業務も担っており、管理業務も多く行われている。また伝統文化継承事業でのかけやトランプ、クリスマスシーズンに道の駅周辺で行われているイルミネーションイベントは市内外の交流を生む特徴的な催しとなっている。

平成30年に新施設が建設され、多様な集会や会合に対応できる活動拠点となっている。強みとなっている交流事業について感染予防対策を講じながら、新たな観点からさらなる発展を目指していただきたい。

③地域自主組織 日登の郷（地域づくり活動等交付金 10,398,000 円）

地域自主組織日登の郷では学校を中心にした以前からの交流活動、また2030年ありたい姿プロジェクトチームによる若手の担い手の活動も特徴的である。

地域の歴史、文化を基軸とした全世代型の交流、次世代を考えながら取組を行う活動があることは、持続可能な組織において重要な組織の在り方だと言える。強みを生かし、活力ある地域を目指していただきたい。

④阿用地区振興協議会（地域づくり活動等交付金 9,560,000 円）

阿用地区振興協議会では特に福祉生活支援サービスにおいて取組が活発である。高齢者の健康を維持する健康サロン活動を開催し、配食サービスや高齢者見守り活動も情報交換会を交え行われている。また阿用川の除草作業などの環境整備、近隣の阿用小学校と連携し、田植え、稲刈り、稲こぎ体験を行い、夏場には2泊3日のセンターでの通学合宿も行われている。

今後も阿用地域が目指す安心安全の地域を目指し、さらなる活動の発展を目指していただきたい。

⑤幡屋地区振興会（地域づくり活動等交付金 9,254,000 円）

幡屋地区振興会は「安心安全な地域づくり」、「産業の振興」、「地域福祉の充実」、「生涯学習活動の促進」、「自然環境・景観の保全」の5つの視点を掲げ各部で活動が行われている。隣接する福祉事業所との関連も深く、清掃業務、寿会の事務等において連携した活動も行われている。

今後交流センター建替の計画もあることから、新たな活動の拠点整備によりさらなる地域の発展を目指していただきたい。